



神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会
子ども向け集客プロジェクト業務 受託事業者公募要領

1 委託業務名

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会 子ども向け集客プロジェクト業務（以下、「本業務」とする。）

2 委託者

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会（以下、「組織委員会」とする。）

3 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

令和 6 (2024)年 5 月に開催される神戸 2024 世界パラ陸上選手権大会（以下、「本大会」とする。）に多くの観客が来場いただけるよう、保護者・家族を巻き込んだ集客が期待できる、小学生以下の子どもをターゲットとするプロモーションを実施する。

(2) 業務内容

大会の PR を通じた大会期間中の集客に資するイベント等企画・運営業務(別添「仕様書」のとおり)ただし、今回プロポーザルで採用された企画提案に基づき組織委員会と協議を行ったうえで、必要に応じて仕様書の内容を変更することがある。

(3) 事業規模(契約上限額)

金 5, 0 0 0 千円(消費税および地方消費税相当額を含む)

※ 本募集は、令和 5 年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合は、本募集に基づく契約を締結しないことがあります。

(4) 履行場所

本大会の会場であるユニバー記念競技場ほか、その他委託業務の実施に関連する場所

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費はすべて契約金額に含まれるものとし、組織委員会は、契約金額以外の費用を負担しない。ただし、会場使用料の支払いは組織委員会が行うものとする。

4 契約に関する事項

(1) 契約期間

契約締結の日から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

(2) 契約の方法

実施事業にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と業務委託契約を締結する。

(3) 契約書案

別紙「委託仕様書（案）」及び「頭書および委託契約約款」参照

※ 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) その他

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- ② 本大会の主催者である国際パラリンピック委員会（以下、「IPC」とする）または世界パラ陸上競技連盟（以下、「WPA」とする）の判断により、契約を締結できないことがある。また、IPC/WPA の判断により大会が延期・中止となった場合は、契約期間満了を待つことなく契約を解除することがある。
- ③ 委託契約約款第3条で規定する「契約保証金」については、本事務局は神戸市契約規則第25条に該当する場合に免除することができる。

5 参加資格

提案参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 国税（法人税または所得税及び消費税を言う。）及び地方税について未納の税額がないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止に相当する行政による処分を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (7) 神戸市における請負及び委託契約の業務において、これまで契約違反など履行状況が不良との評価をうけていないこと。

6 スケジュール

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年2月28日（火曜） |
| (2) 質問票の受付期限 | 令和5年3月10日（金曜）17時 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和5年3月14日（火曜）※予定 |
| (4) 企画提案書類の提出期限 | 令和5年3月22日（水曜）17時 |
| (5) 選定委員会（プレゼンテーション審査） | 令和5年3月24日（金曜）※予定 |
| (6) 選定結果通知 | 令和5年3月下旬 ※予定 |
| (7) 契約締結 | 令和5年3月下旬 ※予定 |

7 参加手続き

- (1) 質問の受付
 - ① 受付期間 令和5年3月10日(金曜) 17時まで

② 提出方法

質問書に記載し、電子メールにより「11 担当及び問い合わせ先」へ提出すること。
ただし、質問がない場合は提出は不要です。

③ 回答方法

令和5年3月14日(火曜)に、質問者全員に期限内に受領したすべての質問内容および回答を電子メールにて送付予定。なお、応募状況の問合せについての質問は一切受け付けない。

(2) 必要書類の提出

① 提出期限 令和5年3月22日(水曜) 17時

② 提出書類

ア. 企画提案書（企画提案書全体で A3 又は A4 サイズで最大 20 枚を超えないこと）
様式の定めはないが、下記の事項について必ず記載すること。

- ・ 本業務に対する考え方、実施方針、コンセプト
- ・ 提案内容についての具体的な実施方法・実施計画（スケジュール）等
- ・ 業務遂行のための実施体制、連携協力・支援体制等
- ・ 類似業務実績や経験等

イ. 見積書

※様式の定めはないが、提案内容ごとの費用の内訳額は必ず明記すること。

また、消費税及び地方消費税を含めた費用総額を記載すること。

ウ. 会社・団体概要

エ. 登記簿謄本(または登記事項に関する全部証明)および納税証明書

※神戸市物品等競争入札参加資格を有しない場合のみ

オ. 誓約書・契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

③ 提出方法

電子メールまたは郵送により「11 担当及び問い合わせ先」へ提出すること。

8 選定に関する事項

(1) 事業者選定委員会

① 開催日 令和5年3月24日(金曜)

② 開催場所 神戸市役所内又はオンライン（ZOOM）にて開催予定(詳細は参加者に別途連絡)

③ 選定方法

- ・ 事業者選定委員会は、企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションにもとづき、審査を行う。
- ・ 選定委員は、以下の評価基準に沿って 100 点満点で評価を行い、各委員の合計点が最も高い 参加者を委託候補者とする。
 - ※ 採点の平均点が 60 点未満の場合は委託候補者として選定しない。
 - ※ 評価点審査の結果、評価点が最も高い参加者が複数いる場合は、選定委員で協議のうえ、委託候補者を選定する。
 - ※ 参加者が 1 者の場合は、選定委員会において、当該参加者を委託候補者として選定するか否かを判断する。

④ 選定基準

評価項目・評価の観点	配点	満点
1. 業務目的及び業務内容の理解度、取り組み姿勢		
①世界パラ陸上選手権大会の開催意義や課題などについて、十分な分析・理解ができているか。	10	20
②今回の委託の目的である本大会への集客に効果的な提案がなされているか。	10	
2. 企画提案内容の具体性、実現性及び事業効果		
①提案内容は多くの子どもたちに届き、子どもたちにとって魅力のあるものか。	10	30
②提案内容は多くの参加者が期待でき、効果的な情報発信などその波及効果も期待できるか。	10	
③提案内容は具体的かつ実現可能な計画がなされており、かつ安全性にも配慮がされているか。	10	
3. 業務遂行能力・実施体制		
①業務責任者及び担当者が、業務遂行のための必要な知識や経験を有しているか。	10	30
②業務遂行のための必要な実施体制、ツールや技術、ネットワークを有しているか。	10	
③本社所在地等を神戸市内に有するか。 ※本社・本店の場合は10点、支社・支店・営業所の場合は5点	10	
4. 費用の妥当性		
①見積金額が適切で、費用対効果に優れているか。	10	10
5. その他		
①その他、魅力的な提案など、加点するにふさわしい要素があるか。 Ex) 2023年4月の日本パラ選手権大会を上手く活用したイベント・情報発信など	10	10

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 見積書および企画提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着した場合。
- ② 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ③ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ④ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 選定結果の通知

令和5年3月27日(月曜)を目処に、すべての参加者に結果を通知するとともに、市ホームページ上で公表する。

9 契約に関する事項

プロポーザルは、優れた提案を行った者を選定するものであるため、仕様の内容は、提案された内容を基本とし、プロポーザルにおいて選定された者と組織委員会が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で、見積書を徴して、組織委員会及び神戸市の各種規程に基づき契約手続きを行う。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含み、優秀提案者が辞退またはこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等の理由により協議が不調のときは、委託者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に、契約の締結の協議を行う。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、事業者選定委員会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例にもとづき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 組織委員会が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更・差替・追加提出もしくは再提出を認めない。
- (6) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。

11 担当及び問い合わせ先

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会事務局 勝間・大河内・廣畑

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1 号館 17 階

(神戸市文化スポーツ局国際スポーツ室内)

電話：078-322-6140 Eメールアドレス：kobe2024pawc_1mpevt@office.city.kobe.lg.jp